

## 等々力陸上競技場整備事業評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 等々力陸上競技場整備計画に基づき、陸上競技場の整備に関する事業評価を実施するため、等々力陸上競技場整備事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業評価の審議に関すること。
- (2) 事業評価の進行管理に関すること。
- (3) その他事業評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、三浦副市長をもって充てる。
- 3 委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議等)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、必要に応じ関係職員の出席を求めることができる。

(専門会議)

第5条 委員会に、第2条に掲げる所掌事務を円滑に行うため、専門会議を置く。

- 2 専門会議の委員長は、建設緑政局等々力緑地再編整備室長をもって充てる。
- 3 専門会議の委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 専門会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 専門会議は、必要に応じ関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設緑政局等々力緑地再編整備室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務企画局長  
財政局長  
市民文化局長  
経済労働局長  
まちづくり局長  
建設緑政局長  
中原区長

別表第2（第5条関係）

総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長  
総務企画局都市政策部企画調整課担当課長  
財政局財政部財政課担当課長  
財政局資産管理部資産運用課担当課長  
市民文化局市民スポーツ室担当課長〔スポーツのまちづくり〕  
市民文化局市民スポーツ室担当課長〔スポーツ事業推進〕  
市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室担当課長  
経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課長  
まちづくり局拠点整備推進室担当部長  
まちづくり局施設整備部施設計画課長  
まちづくり局施設整備部公共建築担当課長  
建設緑政局総務部企画課長  
建設緑政局緑政部みどりの企画管理課長  
建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長  
建設緑政局等々力緑地再編整備室担当課長  
中原区役所まちづくり推進部企画課長  
中原区役所道路公園センター管理課長  
中原区役所道路公園センター整備課長